令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業実施要綱

令和５年１０月２６日

保健医療部長決裁

１　目　的

　　この要綱は、県内の医療機関等が、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる設備の整備等を行い、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

２　事業内容

（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

　　ア　目的

　　　　新型コロナウイルス感染症患者に入院医療を提供する医療機関（新型コロナウイルス感染症患者を受入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に限る。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（新型コロナウイルス感染症患者

　　　　を受入れた実績があり、Ｇ－ＭＩＳ上に実績及び受け入れ可能病床数等の入力を

　　　　行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に限る。）

　　ウ　内容

　　　　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。

　　エ　整備対象設備

　　　　個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

　　　　　ただし、別途定める日までに納品があり、「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に使用したものに限る。

　　オ　留意事項

　　　　個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理するとともに補助金で整備した個人防護具について、受払（使用状況）を帳簿等により明らかにしておくこと。

（２）外来対応医療機関設備整備事業

　　ア　目的

 　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）を確保することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある外来対

　　　応医療機関等

　　　　対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき指定を受けた医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある場合に限り認める。

　　　　　　対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令

　　　　　和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連

　　　　　絡」に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備え

　　　　　た体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染

　　　　　症対策推進本部事務連絡）及び「「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月

　　　　　以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９

　　　　　月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく

　　　　　外来対応医療機関（本県においては、診療・検査医療機関）とする。

　　ウ 内容

　　　　外来対応医療機関等の設備整備を支援する。

　　エ　整備対象設備

　　　　個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

　　　　　ただし、別途定める日までに納品があり、「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に使用したものに限る。

　　オ　留意事項

　　　　個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理するとともに補助金で整備した個人防護具について、受払（使用状況）を帳簿等により明らかにしておくこと。

（３）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

　　ア　目的

　　　　発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関

　　ウ　内容

　　　　疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

　　　　なお、対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

　　エ　整備対象設備

　　　　個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

　　　　　ただし、別途定める日までに納品があり、「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に使用したものに限る。

 オ 留意事項

　　（ア）「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

　　（イ）本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

　　（ウ）本事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

　　（エ）個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理するとともに補助金で整備した個人防護具について、受払（使用状況）を帳簿等により明らかにしておくこと。

３　経費の負担等

　　この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策個人防護具整備事業付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

　附　則

　　この要綱は令和５年１０月２６日から施行する。なお、令和５年１０月１日から適用する。

（別添）

個人防護具に関する規格参考例

マスク　　感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、ＮＩＯＳＨ (米国国立労働安全衛生研究所) 規格Ｎ９５、 または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

　　　　　顔面とマスクのフイットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りと後頭部を押さえる構造であること。

　　　　　鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されていること。

ゴーグル　防曇処理加工が施され、 レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製であること。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能であること。眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。密封式タイプであること。

ガウン　　耐水性のある不織布素材であること。

　　　　　長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。

　　　　　業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有するもの。

グローブ　水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材であること。

　　　　　手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有しているもの。

キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。

　　　　　マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。

　　　　　不織布素材であること。

フェイスシールド

　　　　　防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。